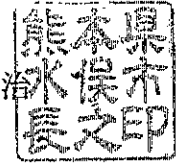


水俣市告示第81号

水俣市商品力強化支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和4年8月25日

水俣市長 高岡 利治



水俣市商品力強化支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響拡大に加えて原油高等による原材料や仕入れ価格の上昇に直面している市内中小企業者等の販路拡大を支援することにより、市内産業の強化と発展を図るため、予算の範囲内において水俣市商品力強化支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、水俣市補助金等交付規則（昭和62年規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に本店又は主たる事業所を有し令和4年4月1日以前から市内で事業活動を継続している者。
- (2) 市税を滞納していない者。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助の対象としない。

- (1) 水俣市暴力団排除条例（平成23年条例第23号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又はそれらと密接な関係を有している者。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当する事業（接待飲食等営業及び深夜酒類提供飲食店を除く。）を営む団体又は個人。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 魅力的な「水俣市」の商品としての販路を拡大し、事業強化を目的として行う商品パッケージの開発。ただし、開発するパッケージの表面あるいは裏面いずれかに「水俣市」の商品であることがわかるようにすること。（製造事業者の住所記載でも可。）
- (2) 開発したパッケージの試作製作

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、次に掲げる経費（補助対象事業の実施に伴うもので、消費税及び地方消費税を除いた額）とする。

(1) 商品パッケージのデザイン及び試作品製作に要する経費。ただし、補助対象となるパッケージの試作品数の上限は500個とする。

(2) その他パッケージ開発・製作のために市長が必要と認める経費

2 補助対象事業について国、地方公共団体その他の公的機関から補助金等の交付を受ける場合は、補助対象としない。

(補助率及び限度額)

第5条 補助金の額は、次のとおりとする。

(1) 1事業者で実施する場合は、30万円を限度とする。

(2) 複数事業者で連携して実施する場合は、150万円を限度とし、かつ、1事業者あたり30万円を限度とする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

3 補助金の交付は、同一年度において1回限りとする。

(交付申請書の添付書類)

第6条 規則第3条第1項第7号に定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) デザイン製作及び試作品製作に要する費用にかかる見積書。

(2) 市税の滞納がない証明書。

(3) その他市長が必要と認める書類。

(採択基準)

第7条 規則第4条の決定に当たっては、先着順（受付日付による判断）を原則とする。しかし、不備書類がある場合は、すべての書類が揃った日をもって受理することとし、予算の範囲内で補助金の交付を決定する。

2 前項の場合において、同順位の申請者が複数いる場合は、抽選により決定する。

(実績報告書の添付書類)

第8条 規則第13条第3号に定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 補助事業の実施状況（販売個数、売上等）に係る報告書（任意様式）

(2) 補助対象経費の支出を証する書類

(3) 補助対象事業を証する写真等

(4) その他市長が必要と認める書類

(その他必要な事項)

第9条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日をもって、その効力を失う。